

平成28年12月定例会 文教委員会の概要

日時 平成28年12月16日(金) 開会 午前10時 2分
閉会 午後11時23分

場所 第8委員会室

出席委員 日下部伸三委員長

小川真一郎副委員長

細田善則委員、中屋敷慎一委員、木下高志委員、齊藤正明委員、井上将勝委員、井上航委員、鈴木正人委員、石渡豊委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 藤崎育子教育委員会委員長、関根郁夫教育長、櫻井郁夫副教育長、
柚木博教育総務部長、古川治夫県立学校部長、安原輝彦市町村支援部長、
小澤健史教育総務部副部長、渡邊亮県立学校部副部長、
吉田正県立学校部副部長、松本浩市町村支援部副部長、
藤田栄二市町村支援部副部長、佐藤裕之総務課長、岡部年男教育政策課長、
佐藤卓史魅力ある高校づくり課長、廣川達郎財務課長、横松伸二教職員課長、
高橋和治福利課長、小島克也県立学校人事課長、羽田邦弘高校教育指導課長、
依田英樹生徒指導課長、加藤健次教職員採用課長、加賀谷貴彦保健体育課長、
宇田川和久県立学校部参事兼特別支援教育課長、
加藤秀昭県立学校人事課学校評価幹、関口睦小中学校人事課長、
大根田頼尚義務教育指導課長、橋本強家庭地域連携課長、
芋川修生涯学習文化財課長、吉野雅彦人権教育課長、
阿部正浩市町村支援部副参事

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第132号	指定管理者の指定について（埼玉県立名栗げんきプラザ）	原案可決
第146号	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第147号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
第6号	ゆきとどいた教育をすすめるための請願	不採択

報告事項

東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証について

【付託議案に対する質疑】

細田委員

名栗げんきプラザの指定管理について、2団体の応募があり審査をしている。特筆すべき優れた提案に対する加点が、主催事業とその他についての2項目であり、いずれも30点と低い配点である。名栗フィールズパートナーズと団体Aの点がかかなり離れているように感じるが、特筆すべき優れた提案に対する加点の評価基準について伺う。

市町村支援部副参事

審査員が評価した部分を加点の対象としている。名栗げんきプラザの特色を生かした主催事業の部分では、県の社会教育施策を踏まえ、高齢者の地域参画につながる主催事業を実施するという提案の有無で差が生じた。具体的には「名栗シニア自然塾」という提案があり、シニアの方に年間で6回名栗げんきプラザに来てもらい、ハイキングや自然を体験する機会を提供し、ほかの参加者と一緒に活動することで仲間を作り、そこで学んだことを体験フェスティバルやほかの主催事業においてボランティアとして発表をし、広がりを持たせるということであった。また、バンガローの改修、野外トイレの洋式化などを行い、利用者、宿泊者を増やすという明確な提案を評価したところである。

細田委員

指定管理者を募集する際に、あらかじめ審査する上での配点基準を明確に示すことで、更に競争が働くのではないか。

市町村支援部副参事

今年度、手続に係るガイドラインが改訂されたところである。今後の募集の際には、引き続き、丁寧な対応をしていく。

前原委員

- 1 名栗げんきプラザについて、新たに高齢者のための「名栗シニア自然塾」という事業が提案されたことは良かったと思う。名栗げんきプラザでは、平成28年12月23日から25日にかけて、クリスマスパーティを計画している。人数が集まらないので再度募集を行っている状況であったが現状を伺う。募集をしても余り集まらない背景は、降雪時などのアクセスへの配慮が十分ではないことだと考えるが、その対応は指定管理者が行うのか。
- 2 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、介護時間の取得期間が連続3年の期間となっている。この3年間という期間を設けた意図は何か。また、これまで介護休暇を取得した人数を把握しているのであれば教えてほしい。
- 3 制度があっても休暇が取得しづらい背景があるのではないか。職場が忙しくて取得できず、取得しても、職場が全面的に応援しようという状況にはなっていない。介護には経済的負担もあるので休暇を取得しても給料が出ないことで、家計は苦しくなる。このことに関する検証や考え方について伺う。

市町村支援部副参事

- 1 クリスマスパーティの主催事業についての情報はまだ入っていない。アクセスについては、名栗げんきプラザは山の中腹にあるので、大雪のときには苦勞をしている。天候不順には、臨機応変の対応ということになるが、基本的には指定管理者が主体となり、地元自治体と連絡を取り合い対応する。大きな対応になる場合は、県も対応する。

県立学校人事課長

- 2 連続3年間の期間については、国家公務員の一般職の法律に準じ、期間を改正することとなった。介護休暇の取得人数については、高校、特別支援学校、県立中学校の全ての県立学校教職員の平成24年度から平成27年度の4年間での平均になるが、毎年20名程度である。
- 3 取得しづらい背景については最も注意を払っているところである。制度が整っても休暇取得ができないのでは「絵に描いた餅」となってしまうので、運用実績を上げることを考えていく。取りづらい雰囲気がある職場については、校長のリーダーシップにより、介護に係る休暇等を取得しやすい雰囲気を作っていく。様々な会議を通じて周知をする。なお、制度の定着が進むと、職場の中で業務が回りにくくなることも想定されるため、職場の勤務状況を見ながら、将来的には人の手当なども考えていきたいと思う。無給になることについては、国に準じて行っていることから、御理解いただきたい。

小中学校人事課長

- 2 小中学校では、平成26年度は33名、平成27年度は31名である。

中屋敷委員

介護のための休暇の必要性は、今後必ず増大していく。介護を行う学校職員の時間外勤務の免除に「校務の運営に支障がないとき」とある。必要な表現だとは思いますが、この表現があるために申請しづらくなるのではないか。「校務の運営に支障がないとき」とは誰が判断をするのか。

県立学校人事課長

それぞれの学校長である。

小中学校人事課長

県立学校と同様に学校長である。

中屋敷委員

学校長が判断することについては、責任者であるから当然だと思う。人の配置の話もあったが、そこに穴が開けば当然、人を充てていかなければならない。制度が変わり、新たに工夫をすると思うが、文部科学大臣と直接話をした際、「日本の教員は世界一忙しい」とはっきりと言っていた。そのような状況の中で、穴を埋めることはできるのか。あの人が休んだから忙しいということでは、負担が増すばかりで職場の雰囲気を壊してしまう。制度を活用できるよう、どのように対応していくのか。

県立学校人事課長

現在の制度では「介護休暇」というものがある。1日単位で取得することができ、補充

をしないと学校が回らないため、非常勤職員を配置し授業等を行っている。一方、「介護時間」は2時間であり、例えば、朝2時間の介護をし、職場に向かうとなると、その時間の授業ができないため時間割を調整するなどの配慮が必要になる。その教員の担当時間数を減らすことは、ほかの教員の負担が大きくなることにつながるが、時間割を調整することで、授業をしっかりと持ってもらうことができる。また、校務分掌についても、介護をしている年度は担任にしないなどの配慮も可能である。ほかの校務分掌についても、人数が多くほかの教員がカバーできる場所に配置させるなどの配慮が必要だと思う。法の趣旨はしっかりと説明する必要があると考えている。可能な限り承認するのが法の趣旨であることを校長にしっかりと説明する。

小中学校人事課長

小中学校関係についても県立学校と同様である。「校務の運営に支障がないとき」については、制度の趣旨をしっかりと伝えていく。制度を運用していく上では、支障がないように校内体制を組むことが課題である。そのことも踏まえ、市町村教育委員会を通じ、校長に趣旨を説明していく。

中屋敷委員

是非その部分に力を入れていただきたい。介護時間を加え、活用されることで、現状よりも学校の教育環境が良くなると考えるのか。

県立学校人事課長

介護に係る制度を利用しようとする教職員のニーズに幅広く対応できると考えている。1日の休暇を取得できる現行制度は、付きっきりの介護の場合が多いと思うが、2時間の介護時間では、昼間は付いてくれる人がいるという状況もあり、例えば、朝起きるときに手伝う、夕方に施設への迎えを行うなどのニーズに対応するものである。このようなニーズを持つ教職員に対応していくとともに、校内体制もしっかり整えていく。

小中学校人事課長

現在、教員の年齢構成のピークは50歳代後半である。この条例改正については、ニーズが非常に高いと考えており、適切な時期に条例の改正が提案できたと認識している。

井上（航）委員

- 1 名栗げんきプラザについて、バンガローの改修や屋外トイレの洋式化の費用負担はどこがするのか。
- 2 委託料について、名栗フィールズパートナーズから提案のあった年平均額と今年度委託料を基にした年平均額の説明があったが、これから予算措置などをする中での最終的な契約額について伺う。

市町村支援部副参事

- 1 今回提案のあった部分については、指定管理者が費用負担する。指定管理者として必要なものは指定管理者の負担になるが、委託料の中に修繕費が含まれる。1件250万円の範囲内であれば、指定管理者の裁量で行っていただく。建物自体の修繕など250万円を超える場合は協議を行い、県、あるいは共同で対応することになる。
- 2 委託料の金額はあくまでも提案であるので、この金額を超えない範囲で協議していく。

例えば、「名栗シニア自然塾」の回数や日数の調整である。今までの事業と新規事業の兼ね合いもあることから、丁寧に協議をして契約をする。

井上（航）委員

- 1 バンガローの改修や屋外トイレの改修の提案は、団体Aもできたのではないか。
- 2 現時点での委託料の上限枠を説明いただいたが、契約金額はこの枠内に収まると県は考えているのか。

市町村支援部副参事

- 1 団体Aも、現地説明会に来ているので提案はできたと思うが、今回提案はなかった。
- 2 実際の契約金額については、この提案額を上限として協議を進めていく。

【請願に係る意見（議請第6号）】

細田委員

不採択を求める立場から発言する。

まず、第1項の教育予算については、厳しい財政状況の中であるが、執行部において、様々な教育課題解決のため、必要な教育予算の確保に努めていると認められる。第2項及び第3項については、国の教職員定数改善を活用し、増員を図ってきたことが認められる。第4項の教育費父母負担の軽減については、市町村が適切に取り組んでいる。また県において、高等学校等奨学金制度や奨学のための給付金制度を実施するなど必要な措置を講じていると認められる。第5項の障害児学校の教室不足の解消については、本年4月から、入間わかくさ高等特別支援学校が開校しているほか、更なる対策についても検討を進めており必要な措置が講じられていると認められる。

以上、本請願の各項に対し、いずれも適切な対応が既に実施されていることから、議請第6号については、不採択とすることが適当であると考えます。

なお、生活困窮世帯の子供たちへの教育や、特別支援学校の過密対策など、それぞれ重要な教育課題があると考えられるため、執行部においては、引き続き必要な措置を講じるよう申し添える。

前原委員

紹介議員の立場から、採択を求め発言する。

請願の趣旨は、教育予算の増額、35人以下学級の実現、教職員の増員、教育費の父母負担の軽減、障害児の教室不足解消と5点にわたるものである。県内では、独自の取組で少人数学級を実施している自治体が、平成26年度では、12自治体ある。全国では、国基準かつ埼玉県基準以上の少人数学級実施都道府県数が43にのぼり、今年度からは、富山県、秋田県、島根県、鹿児島県が実施に踏み切っている。小学校3年生は成長の節目であり、教育課程も大きく変化する時期、いじめや不登校の表れやすくなる時期でもある。子供の数も減少している今、僅かな教育予算増で35人学級を計画的に進められるときである。一人の教員が教える子供の数が減れば、より丁寧に教えらえることは明白である。全国の学習状況調査を比較すると埼玉県の子供たちは家庭学習が低いといわれている。それは丁寧に子供の家庭学習に対応できる保護者の生活環境にも起因しており、さらに、教職員の多忙さにより家庭学習の指導まで手が回らないのである。少人数学級は、担任の目が家庭を含め一人一人にまで届く可能性を広めると思う。昨年の請願の審議の際、そして

本日の請願の審議の際、教育長は、第1項の教育予算を増額することについて、必要な教育予算の確保に努めると発言した。第2項の35人以下学級の実現についても、各学校の実績に応じた教員配置ができるよう定数を確保する、そして特別支援学校の過密解消にも触れている。そのことで、適切な対応が既にされているからと請願を不採択とするのではなく、一歩前へ進める、議会として後押しの意味も含めて、採択すべきと考える。ゆきとどいた教育を進めてほしいという7万人を超える署名には、その願いが込められている。よって、請願の採択を求める。